

檀原市浄化センター
長期包括運営委託事業

実施方針に関する質問に対する回答

令和元年5月22日

檀 原 市

実施方針に関する質問に対する回答

| 通番 | 項目 | 頁 | 箇所 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------------------|----|---|--|---|
| 1 | 添付資料① 特定部品の 供給等に関 する協定書 | 30 | 第3条3 参加資格者が施 設視察及び甲が 配布、閲覧に供 した資料から知 りえた情報につ いての誓約書 | 本件情報の取り扱いについて、参加資格者に対して誓約書を甲乙それぞれに提出とあります。競争入札における公平性保持のため、甲に提出のみであると考えますが、如何でしょうか。 | 甲が配布・閲覧に供した資料から知り得た情報については、乙が保有する「知的財産」に係る情報が多数存在し、これらの情報を保護するため、甲乙それぞれに提出することとしています。なお、別紙1 様式1 秘密保持誓約書は甲宛、乙宛とも甲に提出し、乙宛誓約書の提出は入札が全て終了した以降となります。 |
| 2 | 添付資料① 特定部品の 供給等に関 する協定書 | 30 | 第5条、第6条 特定部品、特定 部品の供給及び 補修等 | 特定部品の調達について、弊社が同等品で可能と判断した場合、同等品への変更調達は可能でしょうか。 | 同等品への変更は可能ですが、市に対する合理的な根拠を示し、その説明が必要となります。詳細については、募集要項に示します。 |
| 3 | I 2 (5) ② イ | 9 | し渣・沈査・汚 泥の処理につ いて | し渣・沈査・汚泥の処理について 『汚泥処理施設(焼却炉)において、適正に処理を行うこと』と有りますが、①焼却灰の処理は、現状契約されている処分場以外に変更しても良いでしょうか？また、②焼却をせず脱水ケーキのまま、処理を行っても良いでしょうか？ | ① 既存の汚泥処理設備（同等の更新設備を含む）を使用して発生した焼却残渣の処分は、市の業務範囲となるため、最終処分場の変更はできません。 ② 汚泥焼却以外の処理方法については、応募者の提案によります。ただし、現行の処理方法と比較して、環境負荷や本市の経済負担の低減が見込めるなど合理的な方法として下さい。 |
| | | | | | |